

Title	スイスの犯罪学
Sub Title	Kriminologie in der Schweiz
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.12 (1980. 12) ,p.119- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部法律学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801215-0119">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19801215-0119</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# スイスの犯罪学

宮澤 浩一

- 一 研究のための準備
- 二 犯罪学研究の体制——大学関係
- 三 スイス犯罪学の推進母体
- 四 研究の支援体制
- 五 実証研究の一例——矯正の実態調査
- 六 むすび

## 一 研究のための準備

一 本稿は、「オーストリア犯罪学の現状」<sup>(1)</sup>につづいて、これまで殆んど手がつけられていなかったスイス犯罪学の現状について紹介を試みるものである。オーストリアの場合、オーストリア刑事法学の現状把握の仕事<sup>(2)</sup>と平行して、最近における同国の犯罪学研究の動向を検討したものであるが、スイスの場合も、全く同様の手法で研究をすすめた。

スイス刑事法に関して、これまでわが国に蓄積されていた研究成果は、充分ではなかった。殆んど手探り同様のやり方で

断片的なテーマが、系統的でもなく、脈絡をつけるでもなく手がけられていたにすぎなかつた。<sup>(3)</sup> 未開拓同然のスイスの刑事法に研究のメスを入れ、筋道をつけるには、ビブリオグラフィーを造り、主だつた学者や刑事政策の分野の実務家のビブリオグラフィーを調べる<sup>(4)</sup>ことが、極めて迂遠ではあるが確実な基礎作業である。従つて、その準備にかなりの時間をかけた。実のところ、スイスの刑事法の雑誌論文をカード化する仕事には、昭和四〇年頃から着手していた。これと本格的にとり組んだのは、「西ドイツ刑法学」の原稿を書き終えた昭和五二年の秋であつた。多くの欧文雑誌に散在するスイスの刑法学者たちに関連する記事を拾い集め、経歴を調べるための準備が終了したのは、去年の秋である。スイス刑事法の現在に至る軌跡とそれを動かし人々について、概要を頭に入れたのは、スイス刑法雑誌を中心とする論文や著書の執筆者の顔ぶれ、そして刑事法の各分野ごとのテーマ別の分類を行ない、関心のあるテーマを集中的にファイルし、整理し、読み進んでゆく作業の過程においてであつた。その間、一五年ほどが過ぎていつたが、気づいた限りの単行本や雑誌論文を集め、分類しておいたことがここ二、三年に集中して仕事のまとめをする段階で役に立つた。<sup>(4)</sup>

二 スイスの犯罪学・刑事政策についてはわが国のみならず、当のスイスを含めて一般に、余り知られていない。スイス自体にも、この分野に関連する本格的な体系書はまだ出ていない。わずかに、ハンス・シュルツの刑法総論の教科書第二分冊において、「刑事法の制裁(Die kriminalrechtlichen Sanktionen)」の概要が紹介されているにすぎない。<sup>(5)</sup> しかも、スイスには裁判統計のほかには、警察統計も、矯正統計もない。<sup>(6)</sup> 個別の州ごとに年報を出したり、「スイスにおける行刑」という雑誌に、思い出したようにデータが現われるにすぎない。外国の研究者にとつて、これほど研究条件の揃つていない国は少ないであらう。

スイスの大学の刑事法スタッフについても、これまで殆んど知られていなかったが、私の依頼に依つて、法学部長や知人が回答をよせてくれたので、一九世紀後半から今日までの教授陣の異動状況をも含む大体の陣容が判明した。<sup>(9)</sup> 犯罪学・刑罰

学の正式な講座は、ごく最近まで、スイスにはなかつた。講義やゼミナールもごく一部の大学でしか開講されておらず、フライブルクのマックス・ブランク・外国・国際刑法研究所のギュンター・カイザーがチューリッヒ大学やバーゼル大学に出講し、集中講義をしていた。西ドイツと比べて、実証的な犯罪学研究など、ごく限られたものしかなかった。一九七〇年代に入つて、矯正施設の実態調査が実施され、その成果が次々と発表されるにつれて、これまで文献上知られていたスイスの刑事政策の現状の一端が示されるに至つた。<sup>(10)</sup>

三 スイス刑法雑誌に発表された論文のうち、犯罪学や刑事政策を扱うものの数は比較的多い。刑法理論学に相当のエネルギーを使い、いわゆる刑法総論の解釈学に多くの論文が寄せられている西ドイツと比べると、各論のテーマ、刑事訴訟法、少年法などを扱う多くの論文の存在とともに、広い意味での犯罪学関係の論文も多く、スイスの刑事法学の「実務的性格」が顕著である。<sup>(11)</sup>しかし、論文の表題から受ける感じと、その内容についてつぶさに検討した後の印象とは大違いである。学者の刑事政策論は、「理論」の面が強く、内容的には「比較法的な考察」が多い。連邦国家の欠点である各州の実務の現状を反映した「デコボコ」を平均化しようとする苦心の所産であろう。国際的なスタンダードへと刑事政策の現実を近づけようとするとき、財政の豊かでない州、矯正や保護に理解のない州の実務担当者の抵抗にあり。立法や行政の掌にあつて、予算の不足という枷に身動きのできない人々を「教育する」ための「国際的情報」の提供という使命が、学者の手で発表された論文の内容を規制する。他方、実務家の発言は、断片的である。国際的に知られたヴィツヴィルやレンツブルク、トルベルヒなどの施設についての現状報告は、刑事政策の実態の一端を示してはいるが、よく読むと良い面の強調が目立ち、「建前論」が前面に出ている。<sup>(12)</sup>当初、斬新と思われた工夫や改革の試みも、その後の諸外国の刑事政策の動きのテンポに追いつかれ、実態はむしろ古くさくなつていたということが、最近の研究によつてはつきりと指摘されるに至つた。<sup>(13)</sup>

四 ところで、最近、シュテファン・パウホーフアーの「スイスにおける犯罪学——現状と発展」という論文がスイス刑法

雑誌に発表された。この著者について、詳しいことは分らない。この論文は、一九七八・七九年度の冬学期に、スイスのフライブルク大学刑法研究所でなされた報告に加筆したものであるという。その中で、自己紹介しているところによると、フライブルクにおいて、F・リクリン教授 (Riklin)、J・シュー (Schuh) と共同して、犯罪学入門の講義をしているという。残念ながら、この二人についても、現在のところ殆んど分っていない (シューは一九八〇年に「自由のないところでの犯罪者の処遇」という学位論文を公刊している)。

パウホーファーは、その論文の中で、スイス犯罪学の現状、実証研究の状況、犯罪学研究に対する国庫補助、スイスにおける犯罪学研究グループ、今後の発展の方向について、多くの資料を用いて説明をしている。パウホーファーは、ベルン大学のシュルツの業績を高く評価し、その論文を多く引用しているが、興味あることに、ジュネーブ大学のグラヴァンとその編集にかかる国際犯罪学・警察科学雑誌 (*Revue Internationale de Criminologie et de Police Technique*)<sup>(15)</sup> に殆んど言及していない。この雑誌には、スイスのみならず、多くの国々の刑法学者、犯罪学者が寄稿しており、真の意味での国際雑誌 (フランス語系の学者の発表機関の性格がある) であり、犯罪学・刑事政策のトピックスを迅速に伝え、国際的な潮流を知るためには、有用な情報源である。しかし、その論説の多くは理論であり、学問状況の紹介であつて、実証的な研究成果の発表といえるものではない。スイスの犯罪学や刑事政策の成果を反映する雑誌というよりは、フランス語圏スイスの学者や実務家に対する情報提供の役割をもっている。

本稿は、スイスの犯罪学・刑事政策の現状について、整理をし、一応の概観をまとめ、今後の詳しい研究の一つの道標としたい。

(1) 宮澤浩一・オーストリア犯罪学の現状——ラベリング論を中心として、法学研究五二巻四号、一九七九年、一頁以下。

(2) 宮澤浩一・オーストリア刑事法学の一断面——第二次大戦後の雑誌論文目録、法学研究四一巻一二号、一九六八年、五一頁以下、同・追録——法学

研究五二巻四号、七四頁以下、同・追録Ⅱ、法学研究五二巻五号、五一頁以下。

(3) 宮澤浩一・スイス刑法学研究的基礎、研修三八五号、一九八〇年、三頁以下。

(4) 宮澤浩一・外国刑事法文献集成Ⅱ スイス刑法雑誌(一九八〇年二月刊行予定)。その序説に、スイス刑法学研究的の準備作業、その他につき、若干の指摘をした。

(5) Hans Schultz, Einführung in den Allgemeinen Teil des Strafrechts. 2. Bd., Die kriminalrechtlichen Sanktionen. Das Jugendstrafrecht. 3. Aufl., 1977.

(6) Peter Weil, Wo Sicherheit und Ordnung noch Vorrang haben. ZfStV. 25. Jg., 1976, S. 220 ; P. Aebersald, Wer sitzt bei uns im Gefängnis? Begleittext zur Reihe Der schweizerische Strafvollzug, 1976, S. 1.

(7) Der Strafvollzug in der Schweiz.

(8) 宮澤・前出(注6)七頁以下に、現有スタッフを紹介した。

(9) 宮澤・前出(注4)の巻末付録として、前世紀の五〇年代から最近に至るスイスの諸大学における刑法学者の異動を表示した。

(10) 宮澤浩一・スイスの行刑、刑政九一巻九号、一九八〇年、七四頁。

(11) この点につき、宮澤・前出(注3)一一頁。

(12) スイス刑法雑誌に、ケラー・ハルス親子の論文がある(ウァッソイル刑務所)。しかし、それらのほとんどは、直接に同施設について論じたものではなく。レンツブルク刑務所長であったモーゼン・ウァットール・ホルビン(Hurbin)は、二五編ほどその種々な論文を書いている。

(13) Claude François Janiak, Die Anstalten in Witzwil BE, 1975; Paul Baumann, Die Straf- und Verwahranstalt Thorberg BE, 1978; Martin Lucas Pfunder, Die Strafanstalt Lenzburg, 1978.

(14) Stefan Baehofler, Kriminologie in der Schweiz—Stand und Entwicklung. SchwZStr 97. Jg., 1980, S. 145 ff.

(15) この雑誌は、一九四七年に創刊され、一九八〇年に三三巻が公刊されている。どういふ事情によるのか分らないが、一九七一年には休刊になっていた。創刊号からの編集主任のグラウマンが引退し、一九七四年(第三二巻)から、編集者が持ち廻りとなった。そして一九八〇年には、国際犯罪学会会長のデニス・サボが編集責任者となった。

## 二 犯罪学研究的の体制——大学関係

一 ジュネーブ大学のクリスチアン・ロベールは、スイスにおける犯罪学など、一体あるのかという問いに自問自答して、「この点についての結論は、極めて単純である。スイスには、実際に、犯罪学などない。誰をも傷つけることなく、

このようにいうことが出来ると思う」と断定している。<sup>(16)</sup>これに対して、自ら、スイスの大学で兼任講師をしているギュンター・カイザーは、その犯罪学の教科書の中で、それと反対の発言をしている。「スイスにおける犯罪学研究の在庫調べはどうしても必要である。特に、スイスでの研究の端初は、一見したところよりも実り多いからである」<sup>(17)</sup>という。カイザーは、スイスにおける犯罪学の推進者として、チューリッヒ大学のハウザー、ノル、レーベルク、ジュネーブ大学のベルンハイム、ザンクト・ガレン大学のネゲリ、ベルン大学のシュルツ、トゥレクセル、ワルダー、バーゼル大学のシュトラーター、ウエルトの名をあげている。しかし、スイスには、犯罪学研究所がまだ大学の研究体制として確立していないこと、チューリッヒ警察の犯罪捜査研究所が例外的な施設であること、一九七四年に、犯罪学研究グループが結成され、それ以来活発に活動していることなどを伝えている。このカイザーの紹介には、現時点において、若干、修正しなければならない、古くなつた情報があるが、後述する。

ロベールの場合、犯罪学を犯罪原因論とそれに関連する実証研究の意味で論じ、スイスには、スイスの犯罪学とよべる成果もなく、専門の研究者もいないと指摘している。しかし、ロベールは、この状況を否定的に論難しているばかりではなく、外国の学者やその学説にとらわれ、仮説を尊重することを強制されることなく、固有の道をゆく研究の自由があると、今後の犯罪学の課題を列挙している。<sup>(18)</sup>その意味では、将来のスイス犯罪学の発展の方向を暗示する論文であるといえる。

これに対して、カイザーの指摘するスイスの「犯罪学」の成果は、犯罪人処遇論を含めた広い意味での犯罪学の研究業績を意味する。バーゼル、ベルン、チューリッヒなどの大学叢書に発表された博士課程の学生の業績や「スイスの行刑」<sup>(20)</sup>という叢書を引用していることから明らかである。

二 スイスの大学で、刑事法の教授陣はどうなっており、犯罪学・刑事政策の分野の講義やセミナーにはどういふもの

があるかについて、紹介しよう。<sup>(21)</sup>

## バーゼル大学

ギンター・シュトラーターウェルト

ハンス・ドゥープス（但し、ドゥープスは一九六九年に、連邦裁判所判事となった）

この他に、助手のペーター・エバーソルトが講義を担当している。

この大学では、一九七八年冬学期まで、カイザーが犯罪学入門、個別犯罪の犯罪学という講義を担当していたが、一九七九年に、契約が終了した。

シュトラーターウェルトとエバーソルトとが、ここ数年、行刑学入門、自由刑の理論と現実、社会科学的行刑学、行刑における社会治療などのテーマで、講義を行なっている。

## ベルン大学

ハンスシュルツ（引退している）

ハンス・ワルダー

デトレフ・クラウス（ザール大学から招聘されて赴任した）

アルトゥール・ヘフリガー（現在、連邦裁判所判事である）

ハンス・ワルダーが、時折、犯罪学入門の講義をしている。

## フリブール大学

ヴィタール・シュワンダー（一九七三年に、連邦判事になった）

一九七七年夏学期に、ベルン大学のトゥレクセルが行刑学入門の講義をしたことがある。



一九七八年冬学期からリクリンらが犯罪学入門、行刑学入門の講義を行なっていることはすでに述べた。此の人には、目ぼしい業績はないようである。

### ジュネーブ大学

ジャン・グラヴァン (引退している)

フィリップ・グラヴァン

ドミニク・ボンセ

クリスチアン・ニル・ロベール

精神医学のベルンハイム (Bernheim) が法精神医学、臨床犯罪学を担当している。一九七七年夏学期から、ロベールとともに、犯罪学入門を分担している。ベルンハイムは、犯罪学のセミナーを開講することもある。

### ローザンヌ大学

ジャン・ゴージェ

アルマンド・メルゲン

法医学のテラン (Thelin) が犯罪学・刑罰学の講義を担当していた。一九七九年冬学期に、待望久しい犯罪学の講座が開設され、メルゲンを迎えた。ただし、メルゲンは、マインツ大学教授をかねているので、集中講義の形でローザンヌに出講している。

### ヌーシャテル大学

フランソワ・クレール (引退している)

ピエール・アンリ・ボツレ

犯罪学の講義などない。

ザンクト・ガレン大学

シュテファン・トゥレクセル（一九七八年に赴任した）

犯罪学などの講義はない

チューリッヒ大学

ペーター・ノル

イエルク・レーベルヒ

ロバート・ハウザー

かつて、カイザーが犯罪学入門の講義を行なっていたが、契約が切れた。

その後、コルボ (Corbo) が児童精神医学の立場で、少年犯罪論を講じたことがあるが、その後、犯罪学などの講義はない。  
い。

三 右にみたように、刑事法の教授陣も手薄であり、犯罪学・刑事政策学の後継者の養成という点でも、活発とはいえない状況である。

ベルン大学のシュルツ教授の指導で、ベルン犯罪学叢書に、博士課程の学生の論文が公刊されているが、一九六二年から一九七九年までに、九冊が公刊されたにすぎない。その他、バーゼル大学とチューリッヒ大学の法学叢書の中に、ごくたまに、犯罪学（むしろ、刑事政策）をテーマとする博士論文が公刊されることがあるが、不活発であるといつてよい。

カイザーが紹介したエドゥアルト・ネゲリは、ザンクト・ガレン商科大学の商法の教授であつたが、個人的関心から、刑罰制度の研究を行ない、後に、「刑罰改革のための叢書」<sup>(24)</sup>を編集・公刊した。ネゲリの主宰する「刑罰改革研究グループ」

(一九六九年設立)の研究成果を収録したものである。ネゲリは数年前に死去し、現在は、ペーター・エバーソルトが研究グループを主宰している。同大学には、一九七八年秋に、法学科が新設され、初代の刑法の教授として、ベルンからトゥルクセルを迎えた。ローザンヌ大学に、「警察科学・犯罪学研究所」の犯罪学講座を担当するため、メルゲンが赴任したのも、新しい動きである。

(9) Christian-Nils Robert, *Quelles recherches et quelles criminologies en Suisse? Kriminologisches Bulletin* 3. Jg., Nr. 1, 1977, p. 11. など、Ch.-N. Robert, *Criminologie en Suisse? Revue Internationale de Criminologie et de Police Technique*, vol. 27, No. 3, 1974, p. 195. これは、一九七四年に、ヌスラーを中心とした「犯罪学研究グループ」が結成された機会に、スイスの犯罪学とは何かを論評したもので、編者のほしがきとして、国際犯罪学雑誌の巻頭に発表されたものである。

(17) Günther Kaiser, *Kriminologie*, 4. Aufl., 1979, S. 32.

(18) ロールは、研究領域を三つに分け、(1)逸脱の分析(スタイグマを与えられた者の行動の研究)、(2)イデオロギーにとらわれた犯罪統制機構としての刑法上の規範の批判的考察、(3)犯罪学はデュルケムの意味での正常な社会現象としての犯罪に向けることにある、とする。そして、その研究プログラムは、(1)刑事司法のシステムの活動と機能の標識としての犯罪統計、(2)刑事司法のシステム、社会統制の諸装置全体におけるその役割と機能、(3)このシステムの機能の仕方、警察・裁判所・執行における判断形成の局面、種類、作用、(4)犯罪と刑事司法の費用、(5)刑法、犯罪、司法に対する(市民の)態度の社会的調査、(6)刑法上の措置に関する調査、(7)刑法規範の成立、存在、構造に関する調査の七つに大別している。前出(注16)の一六頁、一八頁参照。

(19) Basler Studien zur Rechtswissenschaft: Berner Kriminologische Untersuchungen; Zürcher Beiträge zur Rechtswissenschaft. この叢書は、一九七八年に、六つの部門に分れ、刑事法は、Zürcher Studien zum Strafrecht となり、これまでに四冊、公刊されている。

(20) Der Schweizerische Strafvollzug (一九七六年から今日まで)、一〇冊公刊されている。前出(注10)のほか、宮澤浩一・西トインの立法と判例に現われた外泊制―通常の外泊制を中心として―法曹時報三三巻八号、一九八〇年、五頁注6参照。

(21) 前出(注16)にある犯罪学報 (Kriminologisches Bulletin) に、各年度の犯罪学・行刑学などの講義題目の紹介がある。以下の記事は、それらに関する紹介文を集めて大学別に整理した。

(22) ハーセルの叢書には、例えば、Christian Brückner, *Der Gewohnheitsverbrecher und die Verwahrung in der Schweiz* gemäß Art. 42 StGB. Eine statistische Darstellung, 1971; Peter Aebersold, *Die Verwahrung und Versorgung vermindert Zurechnungsfähiger in der Schweiz. Eine Untersuchung für die Jahre 1961 bis 1965 über die Gerichts- und Vollzugspraxis der Einweisung*

in Heil- und Pflegeanstalten nach Art. 14 und Art. 15 StGB (Art. 43 des revidierten Gesetzes), 1972; Peter Kuentz, Die Behandlung der Gewohnheitsstricker nach Art. 44 StGB. Eine Untersuchung über die schweizerische Gerichts- und Vollzugspraxis in den Jahren 1964 bis 1969, 1975; Guido Jenny, Angriffe auf die sexuelle Freiheit: Art. 187 und 188 des schweizerischen Strafgesetzbuches, 1977.

(23) チェーリッヒ大学の法学叢書には、例えは、Paul Rust, Ladendiebstahl und Selbstjustiz, 1972; Rolf Jenny, Drogenkonsum und Drogenhandel im Blickpunkt des Kriminologen, 1973; Jorg Knaus, Das Problem der kurzfristigen Freiheitsstrafe, 1973; Ursula Frauenfelder, Die ambulante Behandlung geistig Abnormer und Süchtiger als strafrechtliche Massnahme nach Art. 43 und 44 StGB, 1978; Ruth Murbach, Das medizinische Modell der Delinquenz. Entwicklung und Auswirkungen am Beispiel der nord-amerikanischen Sexualpsychopathengesetze, 1979 などがあつた。

(24) 一九七二年に第一冊が公刊され、つい最近、一九八〇年に第九冊が出た。

### 三 スイス犯罪学の推進母体

客観的にみてスイスの犯罪学の現状は、大学の研究者がイニシアティブをとり、研究体制を整えて推進したものであるといふことはできない。これは、別稿で指摘したオーストリアの犯罪学の現状と似ている。しかし、オーストリアでは、ルートウィッヒ・ボルツマン・犯罪社会学研究所という研究体制が確立<sup>(25)</sup>し、それを中心としてプロジェクトを組み、現代の犯罪学の仮説の検証を行なっている。スイスには、このような、独自の研究を実施している「研究所組織」はない。いろいろな部門出身の人々が集まり、連合体を造り、研究上の刺激を与えあい、研究成果がまとまったとき、発表の機会を造り、それらの活動を通じて現在及び将来の犯罪学・刑事政策の実務に影響を及ぼそうとしている。この種の私的団体は、現在のところ、三つあり、スイスの犯罪統制、殊に、行刑施設の問題性、保護観察制の欠陥を専門家の間に伝え、一般の人々に対する啓蒙をはかっている。

スイス刑事学協会 (Die Schweizerische Kriminalistische Gesellschaft)<sup>(26)</sup>

この団体は、現行スイス刑法典の施行後の一九四二年に創立された。その会員数、主催する会議や研修会で扱われるテーマの多彩さ、研究叢書<sup>(27)</sup>の公刊など、多方面の活躍を示している。なかでも、スイス刑法雑誌の刊行母体となつていて有名である。この雑誌は、第一次・第二次大戦中も中断することなく刊行を続け、創刊(一八八八年)以来、今日で九七巻を数える。これは、第一次・第二次世界大戦の影響を受けた西欧の多くの刑事法雑誌の運命と比べて、特筆すべきことである。

ところが、此の協会の活動が、犯罪学の分野にどれほどの寄与をしたかという点、研究活動のオーガナイザーの役目をはたしてはいるが、研究の主体としては何ら特筆すべきことをしているわけではない。従来、扱っているテーマも、主として、刑法・刑事訴訟法を中心とし、判例の動向、法規の実際の適用に際しての解釈論などが中心となつている。かなり長い間、刊行を中断している研究叢書も、その大部分は、刑法・刑訴法のテーマを扱い、わずかに、エルヴィン・フライが「少年非行の予測」と「処分制度の改革」を論じた著作<sup>(28)</sup>を發表しているだけである。

スイス刑法雑誌には、外国法制の紹介、外国からの寄稿が極めて多い。刑法総論の「理論学」は少ないが、刑法各論の細かな解釈学や各州の刑事手続を検討する刑事訴訟法関係の論文は多い。そして、犯罪学・刑事政策の分野に寄せられた論文の数は、他の分野と比べて圧倒的に多い。しかし、これを年代別に考察するならば、この両分野とも、一九六〇年以降に発表された業績の数は意外に少ないことに気づく。その内容も、原則論、国際的な動向の紹介、施設長や心理学、精神医学の専門家の手になる報告(個々の施設内での実験的な処遇とその成果に関する報告を主とする)などであつて、アメリカや西ドイツなどで試みられている経験科学的な実態調査報告とは比べものにならない小規模な調査の結果が述べられてあるにすぎない。

この協会の主催する会合で発表された講演や報告のうち、公刊に適すると思われたものを同誌に積極的に登載しているの

で、スイスの学者や実務家の論文を読むことで、スイスでの刑事法の研究状況、そこで論じられているテーマなどを知ることが出来る。

### スイス刑罰・保護観察連合 (Der Schweizerische Verein für Straf-, Gefängniswesen und Schutzaufsicht)<sup>(29)</sup>

この組織体の歴史は古く、一八六七年に創立された。スイスでは、矯正の実務は施設の所在するカントン(州)の専権であり、各州の財政事情や犯罪者処遇に関する当局者・住民の意識の相違により、処遇の実態は、相当にばらばらであり、このような状況の下では、矯正職員に対して、刑罰・処分の問題につき実務を念頭において解説し、その業務に指針となる情報を提供する必要がある。第二次大戦以後は、特に、この種の実務研修を充実させる必要が認識され、各カントンの持ち廻りで総会と研修会が開催されている。この連合体は、一年に四分冊公刊している、機関誌「スイスにおける行刑 (Der Strafvollzug in der Schweiz)」を編集している。<sup>(30)</sup> ここには、総会や研修会での報告、討論が収録されている。主として、行刑上の諸問題が扱われているが、保護観察を論じた講演や報告も登載されている。ただ、スイスの場合、九州くらいの大きさの国であるのに、三〇〇〇ほどのゲマインデに分かれており、それが二五のカントンへと複雑に統合されているので、保護観察の実態を極めて分りにくくしている。矯正施設も、連邦刑法典が要求した二〇年の期限内に各カントンは遂に整備できなかったという歴史的事実が示すように、「建前」として伝えられている「現状」と「実情」との間に、相当のひらきがあるようである。「スイスにおける行刑」は、一九八〇年に一一〇号を出している。その内容を見てみると、矯正・保護の重要問題に万遍なくふれており、フランス、ドイツ、オーストリアなどに見学旅行に出かけて、刑事政策の国際的潮流を学びとろうとする「態度」を示してはいるものの、その成果が実務にうまく反映しているかという点では、かなり疑問がある。

連合自体の財政基盤は余り良くないらしく、パウホーファーによると、「研究」に対して年間一〇〇〇フラン(一五万円)の援助をしているという。

犯罪学研究グループ (Die Arbeitsgruppe für Kriminologie)<sup>(31)</sup>

五〇年ほど前に、「スイス精神病学会」により設立された「精神衛生のためのスイス全国委員会 (Das Schweizerische Nationalkomitee für geistige Gesundheit)」の一部門として、一九七二年に発足した。この研究グループは、心理学者のワルター・T・ヘスラーの個人的な努力の結果、誕生した<sup>(32)</sup>。ヘスラーは、西ドイツの全犯罪学会に出席し、スイスの犯罪者処遇の現状を紹介し、国際学会で知己を造り、仲間とともに、ゼミナールを開催し、パトロンを集めて資金を調達し、外国の犯罪学者を招聘して研究会を開くなどして、次第に会員を獲得していった。刑法学者、精神医学者、心理学者、矯正職員など、二八名の会員を集めたところで「犯罪学年報 (Kriminologisches Bulletin)」を一九七五年に発行し、研究会で発表された報告・講演を論文集として公刊している<sup>(33)</sup>。その年報には、この研究グループの今後の予定、出版計画などが予告されているが、創刊後の活動状況をみると、ほぼスケジュールの通りに進展していることが分る。この年報には、矯正施設の整備の状況、特に、各州間の協定の実施状況などが詳しく紹介されている<sup>(34)</sup>。また、各大学における犯罪学・刑事政策関係の講義、研究テーマなども紹介があるので、極めて便利な情報誌といえよう。殊に、スイスの犯罪学の将来を見通す意味で、注目してよい文献であると思う。

此の雑誌は、一九八〇年に第六巻を出しているが、諸外国の犯罪学・刑事政策の動向を伝え、内外の関連学会の報告、スイスの犯罪の動向、そして最近号では、「宗教教誨」の特集号<sup>(35)</sup>を出すなど、次第に充実している。また、おそらくはスイス人の手による文献としては始めてと思われるが、「社会治療」の可能性について、ヘスラーの論文<sup>(36)</sup>が発表された。財政基盤は必ずしも十分とはいえないようであるが、よくやっている。

(25) 此の研究所について、宮澤浩一・オーストリアの犯罪学、刑政九〇巻五号、一九七九年、六八頁参照。

(26) バウホーファー・前出(注14)一五五頁以下。

- (22) Schweizerische Kriminalistische Studien: O. A. Germann, Methodische Grundfragen. Bd. 1, 1946 ㄱ△Walter R. Pfund, Das Steuerstrafrecht. Bd. 8, 1954 ㄱ△公理のなまじらぬ。
- (23) Erwin Frey, Der Frühkriminelle Rückfallsverbrecher, Bd. 4, 1951; drs., Reform des Maßnahmerechts gegen Frühkriminelle, Bd. 4, 1951.
- (24) ハウホーンマー・前田(注14) 一五七頁。
- (25) この雑誌は、一九五三年に創刊された。現在一一〇号まで公刊されている。第一〇〇号(一九七七年)「職員の任務と教育」一九一頁以下、七六号(一九七一年)までの事項索引がある。
- (26) ハウホーンマー・前田(注14) 一五八頁。
- (27) この研究会の成立事情などについて、前田(注9) 創刊号(一九七五年) 一頁、三二頁以下で詳し。
- (28) 主要な論文集として、' Neue Perspektive der Kriminologie, 1975: Probleme des gerichtspychiatrischen und -psychologischen Gutachtens, 1976; Kriminologische Aufgaben der Polizei, 1978; Alternativen zur kurzen Freiheitsstrafe, 1979; Die Beziehungen des infantilen psychologischen Syndroms zur Kriminalität, 1979 などがある。' ㄱ△ㄱ△出版社(Verlag Rüegger) の『犯罪叢書』にあり、一九八〇年に第八冊が出ている。
- (29) Jahresbericht 1976 der Konkordatskonferenz über die Planung im Strafvollzugswesen der Nordwest- und Innerschweiz. Krim. Bull. 3. Jg., Nr. 2, 1977, S. 52 ff. (ㄱ△ㄱ△の死刑者数の統計など参照) ㄱ△ Mitteilung 1 Kantone Aargau, Bern, Zurich. Krim. Bull. 4. Jg., Nr. 2, 1978, S. 134 ff.; Mitteilungen. Aus den Kantonen Zurich, Basel - Stadt, Bern. Krim. Bull. 5. Jg., Nr. 2, 1979, S. 68 ff.
- (30) Seelsorge und Strafvollzug. Krim. Bull. 4. Jg., Nr. 2, 1978.
- (31) W. H. Haesler, Zusammenfassung der Studien einer Arbeitsgruppe von Fachleuten über die Errichtung einer sozialtherapeutischen Anstalt. Krim. Bull. 5. Jg., Nr. 1, 1979, S. 65 ff.

#### 四 研究の支援体制

犯罪学・刑事政策の研究には、極めて多額の資金が必要である。人間諸科学の専門家を擁する犯罪学研究所を中心として、犯罪現象を多角的に研究するためにも、或いは、刑罰・処分の効果を検討する経験科学的な制裁の研究(Sanktionen-



forschung)を実施するためにも、多大の研究資金を必要とする。その大部分は、人件費に用いられる。西ドイツの大学で「犯罪学のプロジェクト」を推進しているところでは、ドイツ研究財団(DFG)、フォルクスワーゲン基金、テュツセン財団などの援助を受け、プロジェクトの期間、共同研究のために採用したスタッフを動かして大がかりな実態調査や実証研究を行なっている。正規の研究所費は、その大学の所在地の州政府の予算により運営されている。カイザーのあげている数字によると、犯罪学研究に援助の重点が置かれた頃には、この分野に年間五〇〇万マルク(六億円)が投入されていたというが、<sup>(37)</sup>それでも、医学など自然科学に対する研究助成費と比べて、はるかに少ないとなげいていた。スイスの事情はパウホーファーによると、研究助成のため、一九七九年に国庫から支出された一億三千九〇〇万スイス・フラン(約二、一〇〇億円)のうち精神科学全体に対して一、五〇〇万スイス・フラン(二億円)であつた<sup>(38)</sup>というから、精神科学の一部門である法律学のさらに小さな分科の刑法学の片隅に位置づけられている犯罪学に対して、十分な研究資金が提供されたとは思われない。プリスカ・シュルマンによると、<sup>(39)</sup>一九七三年、七四年に、シュトラーターウェルトの主宰する「スイスにおける成人行刑に関する研究」とトゥゲナーの指導する「教育ホームの研究」の二つに対する補助が、犯罪学関係に対する主な支出であつた。

スイスでは、実証研究を行なうにも、基礎になる犯罪統計などのデータがなく、カントンによつては協力的でなく、調査をするにしても連邦政府の省庁管轄を異にするときは、統合的な調査はできず、研究上の支障はかなり大きい。他方、ヨーロッパ委員会は、一九七五年に加盟各国に対して、累犯に関する統計を作成するよう勧告し、刑罰・処分に関する全国統計のないスイスでは、カントンの反対を押し切つて、プロジェクトを実施することとなり、現状を調査する費用に五〇万フラン(七、五〇〇万円)、年間の経費として二三万フラン(三、四五〇万円)を支出した<sup>(40)</sup>。

研究資金の上での障害もさることながら、調査の実施面での障害も、犯罪学研究にとつては極めて不利に作用する。連邦

政府の支援で実施されたプロジェクトでも、カントンの抵抗にあい、行政部内での権限争いもあり、スムーズに実施しえない状況にある。

連邦司法・警察省の刑罰・処分部門は、外国などからその実情について照会を受けることが多いので、殊に、データを蒐集することに対して積極的である。一九七六年に、スイス刑務所内の外国人についての調査、スイス刑務所内の自殺と精神医薬の調査、行刑と処分の執行における報賞金に関する調査が試みられたところ、第一の調査にはトルコ大使館、第二と第三の調査は、議員や上院・下院から妨害がなされたのであつた。

ヨーロッパの中で、国の重大な政策決定に関連した主要なデータを蒐集する機構がなく、刑事警察のインフォメーションもデータ化できず、成人と少年の刑罰・処分について総合的なデータ処理もできないなどという国は、他にみられぬところであるので、この現状を打開するため、現在、連邦政府が中心になつて情報確保の実現に向けて努力をしている。

こういう状況であるから、大学の研究者が実証研究や実態調査を行なおうと思つても、黙殺されたり、拒否されたりしている。<sup>(41)</sup>

刑事訴訟の審理期間について論文を書いている博士課程の学生に対して、そのカントンの裁判所は記録の閲覧を拒否したというし、フリブル大学の学生が万引の調査を試みたところ、大手の業者組合から何らの情報も得られなかつたというし、同じくフリブル大学の博士課程の学生が企業内司法の実態調査を試みたところ、調査依頼をした企業の大多数から、何の音沙汰もなかつたという。

スイスの刑務所の実態調査を実施しているシュトラーターンウェルトを中心とする研究プロジェクトチームが、その実態調査結果に基づいて極めて多くの成果をあげている。ところが、そのプロジェクトの内容と研究の意義に関して、矯正施設長たちに対して、シュトラーターンウェルトが行なつた講演を読むと、何故、実態調査をする必要があるのか、それによつ

て、実務上、いかに有用な情報をうる見込みがあるかについて、かんで含めるように説明をしている。<sup>(42)</sup> その講演と全く同じ書名の本が一九七六年に公刊されているが、<sup>(43)</sup> こちらの内容は、一つの学術的な著作であつて、プロジェクトの立案、実施に關する著者の見識がはつきり出ている。

このエバーソルトとの共著の本は、実証的なデータの蒐集を終え、各施設の担当者が整理と著作の段階に入り、その一部の公刊にこぎつけた段階で出版された。しかし、矯正施設の実態について学問的な批判を加えたところ、余りにも実務家からの反発が強いことを知り、以後の実証研究に対して協力をえられないのみか、現在、進行中のまともに入っている研究報告の執筆中に、補充的に再調査をしようと思つても、協力してもらえないおそれがでてきたので、一九七七年秋に施設長會議の機会を選んで講演を行なつたのではないかと思われる。その後、すでに紹介したように、一九七八年と七九年に、四冊の調査報告書が出ている。

シュトラーター・ウェルトは、一九八〇年一月三一日に、オーストリア刑法・犯罪学協会で講演し、この実態調査の概要を報告しているが、<sup>(44)</sup> ここでは、データを正確に伝えた学術的な内容の講演を行つたようである。

(42) G. Kaiser, *Kriminologie*, 3. Aufl., 1976, S. 33. 同書の第四版(注17)三〇頁以下では、具体的な数字をあげて説明している。

(43) Bauhofer, op. cit. (注14), S. 150.

(44) Priska Schürmann, *Die Unterstützung der kriminologischen Forschung durch den Bund. Krim. Bull.* 3. Jg., Nr. 1, 1977, S. 24. なお Bauhofer, op. cit. (注14), S. 151以下はこのシュトラーター・ウェルトの論文を補足する情報を直接に得て、書き加えている。

(40) これらの点については、ハウホフナー・前出(注14)一五二頁以下が詳しい。

(41) 以下の具体例については、ハウホフナー・前出(注14)一六七頁に示されている。

(42) *Der Schweizerische Strafvollzug. Programm, Methode und Durchführung einer empirischen Untersuchung. Der Strafvollzug in der Schweiz*, 4/78, No. 104, S. 205 ff. この講演は、一九七七年秋に行なわれた。このときには、すでにシュトラーター・ウェルトの実証研究の一部は公刊されており、その実態調査結果が示すスイスの行刑の現実が、これまで伝えられ、美化されていた「現実」と比べて格段に劣るものであつたので、施設長ら、実務者の間でかなり不満と反発が大きくなったものと想像しうる。そこで、改めて、この実証研究の結果が実務にいかなる

意義をもつかについて、プロジェクトの責任者として、施設長会議の席で発言をしたものと思われる。

(37) G. Stratenwerth -P. Aebersold, Der Schweizerische Strafvollzug. Programm, Methode und Durchführung einer empirischen Untersuchung, 1976.

(44) Franz Császár, Der schweizerische Strafvollzug-eine empirische Untersuchung. oJZ 1980, S. 267. 以下、シュトラーテンウエルトの講演内容と討論の主要な論点とをウィーン大学のシャサールがまとめた議事録である。

## 五 実証研究の一例——矯正の実態調査

スイスの犯罪学、スイス固有の犯罪学の仮説はあるのか。ユングやブロイラーのようなすぐれた精神医学者の活躍したスイスに、犯罪精神医学の発達は見られない。フランス、ドイツ、オーストリア、イタリアの四つの法制度や法思想がこの国の多くのカントンに影響を及ぼし、それらが共存しているという、法社会的な研究にとつて恰好な社会的条件を備えているのに、法社会学・犯罪社会学の手法を用いた犯罪（社会）学研究は現われていない。<sup>(46)</sup> その理由は、前節に述べたいろいろな研究上の障害によるところが大きいと思われる。

これに対して、矯正施設の実態調査の分野では、一九七〇年代に入つて極めて注目すべき業績が次々に発表されている。すでに指摘したことがあるけれども、<sup>(47)</sup> バーゼル大学のシュトラーテンウエルトを中心とし、ベルン大学のシュルツ、ジュネーブ大学のフィリップ・グラヴァン、チューリッヒ大学のノルの協力をえて行なわれている「スイスの行刑というプロジェクト・チームの活躍がそれである。企画は一九七〇年に始まり、一九七一年に四大学の協力体制が固まり、各大学の博士課程の学生が一つの施設を責任をもつて担当し、四人ひと組となつて一九七一年八月から一九七五年六月までの間に、各調査者は施設内に泊り込んだり、訪問したりして、それぞれ数ヶ月をかけ、統一調査項目に従つて実態調査を実施した。<sup>(48)</sup> 施設自体、職員、被収容者の三つの部分からなる調査項目につき、文書や記録によりチェックし、面接・質問を行なつてデータの

蒐集に当り、一九七四年頃から次第に論文の構想がまとまり出した。企画・立案・実施の中心であつたシュトラーターテンウエルトとP・エバーソルトの「スイスの行刑 経験的調査のプログラム、方法、実施」(一九七六年)を第一冊として、現在までに一〇冊の調査・報告が公刊されている。

これらを通じて、スイスの行刑の実態が、客観的かつ学問的に分析され、現状がはつきりと示されるに至つた。もとより、それぞれの施設を中心とした考察であり、マクロ的な視野での現状認識というには、いささか限界はあるが、この文献を手にして、九個所の施設の現実の姿を読みとつてゆくと、その共通の問題性、矯正の人的・物的面での立ち遅れとそこで行なわれている処遇、職業訓練、作業に対する報賞金の額、作業の質、指導・訓練に当る職員の素養、矯正教育の実態など、欧米の矯正と比べて驚くほどの立ち遅れが見られ、「社会復帰行刑」など殆んど問題にならない、余りにもひどい矯正の現実が露呈されている。これまで、スイスの行刑について、ウィツヴィルやサクセリットなどの処遇が脚光をあげ、トルベルヒヤレンツブルクの「処遇」の模様が断片的に伝えられ、ベスタロッチの教育思想と結びつけられて、「矯正による教育」ということが、現実と関係なしに美化されて伝えられていたように思われる。しかし、現実には、余りにも「紙の上」に描かれている制度からはかけ離れていたようである。

此の実態調査の規模は、当初の予想をかなり上廻り、一、七〇〇人の受刑者と七〇〇人を超える職員についての調査資料が集められた。<sup>50)</sup> 殊に重要なのは、それぞれについて約三分の二の対象者に、統一調査書を用いて質問がなされたことである。調査した施設は一四箇所、公刊した報告書は九冊であり、あと五冊が出版準備中である。さらに、二人の学生が被收容者の追跡調査を仕上げつつあるという。

此の調査報告書を読むと、刑事政策の研究にとつて重要と思われるいろいろなデータに基づいて分析がなされているので、スイスの行刑の実態についてかなり具体的に知ることができる。本稿は、すでに紙幅を越えており、又、此のプロジェ

クト全体を評価するについて、あと三分の一の業績が公刊されるのをまつて検討することの方が適當ではないかと思われるので、さし当り興味のある事項だけを拾いあげてみたいと思う。

調査対象である被收容者の調査時点での年齢は、半数が三〇歳未満であり、さらに四分の一が三〇歳代であつたので、年齢構成の上だけからみれば、少くとも三分の二の者には、何らかの積極的な働らきかけにより社会復帰に役立つ影響を及ぼしうると言える。しかし、それらの者の教育程度をみると極めて劣悪であり、その大半が学校教育を終了して<sup>(51)</sup>いない。そして、困つたことに、矯正施設内で、一般教育の授業を行なうにも、職業教育を行なうにも可能性がないのが実情である。階層別に検討すると、被收容者の中に下層階級の出の者が極めて多くいる。一般社会に占める下層階級の者の割合と比べて、被收容者に占めるそれらの者の割合は、一・七倍に達している。その父親について階層別に割合をみると、一・三倍ほどであるというから、階層の低い者が特に選ばれるということもさることながら、被收容者個人の欠陥から犯罪に至るといふ事例も少なからずありうるように思われる。<sup>(52)</sup>被收容者の危険性、保安の必要性という点でみると、初度の被收容者の三分の二、数度の被收容者の中ですら二分の一の者が、比較的軽い、危険でない犯罪を犯しているにすぎない。<sup>(53)</sup>

そのためもあつてか、スイスでは婦休制を採用しており、調査を行なつた施設の多くでも実施をしているが、二、五〇〇件の休暇件数のうち、婦所しなかつた事故数は五%以下である。<sup>(54)</sup>これは、西独での実施状況と比べて、良い成績であるといえよう。

所員に関して<sup>(55)</sup>言うと、スイスでは、一人の看守に平均二・五人の受刑者の割合である。これに対して、ソシアルワーカーらの専門職一人について、八〇人の割合であるので、スイスの矯正は、専門的な「処遇」を行なうにはほど遠く、法律にいう「社会復帰」の使命をはたすことは無理のようである。しかも、職員のうちわずかに七%の者だけが矯正の職務を行なうための準備教育を受けたにすぎず、看守の大部分の前歴は、農夫である。施設内での作業の多くは「農業」であつて、社会

に復帰した後に、有用な作業につこうと思つても、施設内には殆んどそれに必要な職業訓練を実施する用意がなく、あつても、余りにもプリミティブな設備であつて、受けた訓練を实地に役立てることなど殆んど期待できないという。

精神医学者や心理学の専門家など、殆んど施設の施設にはいないので、「治療」によつて作業にかえるなどということは、實際問題として不可能である。<sup>(56)</sup> また、現在のところ、保護観察制度も余り発達していないので、社会内処遇により自由刑の執行をできるだけ回避するという政策を実現しようにも、かなりの困難があるようである。

(45) 此の点について、宮澤・スイス刑法雑誌(前出・注4)序説一四頁のほか、宮澤浩一「比較刑法のための基盤作業、井上正治博士還暦祝賀論文集所収においても指摘をしておいた。

(46) もつとも、外国人の手になる実態調査が公開されてゐる。Marshall B. Clinard, *Cities with little Crime. The Case of Switzerland*, 1978.

(47) 宮澤・スイスの行刑(前出・注10)七四頁。

(48) すでに掲げた二つの文献(前出・注6と43)は、実態調査が終了し、まとめの段階に入り、ソロトウレン、ウィツヴァイル、ブレイン・ドゥ・ロルプ、パーゼル・シュタットの四施設についてのデータをまとめた段階で中間報告をしたものである。これに対して、オーストリア刑法・犯罪学協会での講演(前出・注44)は、トルベルヒ、レンツブルク、ワウウィラーモース、ヒンデルバンク、ベルシャセーの五施設についての報告書が公開され、残りの施設に関するデータの整理も終つて、全体を見渡したうえでの所見を統轄責任者のシュトラーターンウェルトが行なつたものである。従つて、この二種類の文献には、データのうえで相違があるが、一九八〇年の文献の方が最新の情報である。但し、すでに指摘したように、講演の記録であるから、正確である保障はない。

(49) 前出・注43。

(50) 前出・注44二六七頁。

(51) この点と以下の諸点につき、すでに、エバーソルト(前出・注6)は、最初に公開された三施設のデータに基づいて指摘していた。

(52) 前出(注44)の講演。正確なデータが公開されることを期待したい。

(53) それにもかかわらず、スイスの行刑施設の保安体制は過剰であるという。Stratenwerth, *Uebersicherung im schweizerischen Strafvollzug*. Begleittext op. cit. (注10) S. II f.

(54) 前出(注20)の論文(法曹時報三三卷八号)の中で、婦休制について記述のある七冊につき、それぞれ当該頁を示しておいたので、関心のあるものは御検討ありたい。

(53) 所員の問題性について Claude Janiak, Ungenugende Personalausbildung im Strafvollzug. Begleittext (op. cit.), S. 7 ff. 参照。本文は前出(注41)に於ける。

(54) 上記の Martin Brauen, Therapie im Strafvollzug? Begleittext (op. cit.), S. 25 ff. 及び Pierre Josef, Sozialarbeit im schweizerischen Strafvollzug, op. cit., S. 21 ff. を参照。

## 六 ち す び

外国の制度、学問の現状を正確に把握しようといふ心がけ、それを実行するには、克服しなければならない幾多の困難がある。言葉のハンディーもあるし、手がかりとなる研究資料の蒐集という点でも、万全を期し難い。どのように懇切丁寧に解説がなされ、痒いところに手が届くように、ゆきとどいた紹介がなされている文献(原資料)でも、外国人の知らない「現実」を余すところなく記述しているとは言えない。筆者にとつて当り前であるとし、当然の前提とされている知識を読者が共有していない場合、省略された部分を他の方法で補わないことには、知識に空白の部分ができるのは道理であろう。

その意味では、外国人に向けて書かれた資料だけを頼りにして「実態」を手さぐりすることも誤解の原因となるし、原資料といふべき一次資料のみに頼ることも、又、正確な情報の蒐集という点で、問題がある。法規集、判例集、統計、各種の公的・私的レポート、研究書・論文、体系書、研究すべき当該の国の歴史、政治・経済・社会の動きに関する概説書、そして現実社会の仕組みの概観など、かなり多方面な情報を集め、分析するなどの準備なしに、制度の紹介を試みることは、余りにも冒険的すぎる。オリジナルの資料に当ることなしに、制度の沿革や改革の背景を自分なりに考えることなど、本来、不可能であろう。

矯正や保護の分野は、洋の東西を問わず、日蔭の存在である。社会保障が充実している国でも、矯正施設への投資は後廻しになりがちである。納税者の納得がなかなか得にくい分野だからである。従つて、公私の資料から表面的な事柄を読みと



るだけでは、矯正の分野における動きをうまくつかむことはできない。若し、制度に何か大きな変化があつたとすれば、それを正確に理解するためには、社会意識や法意識の動きを検討する材料集めをまず行なう必要がある。単なる法規の上での改正を条文づらを追うだけで知ろうとしても、本当のところは分るまい。当該の国の国会や法務委員会の議事録、刑事政策の部門を担当する改正委員会の資料、有力な学者の発言、改正のきつかけとなつた事件などについて、広く資料を集める必要があるであらう。

スイスの刑事法に関する文献を系統的に調べているうちに、法改正の動きの裏にあるかくされた現実に気づき、それが次第に形を現わしてくるにつれて、外国の制度や実務を研究することの恐ろしさを思わないわけにはゆかなかつた。それ故に、一応、研究に区切りをつけ、分つたところと依然として不明なところとをはつきりさせ、不確かであると自覚した部分を埋めてゆく今後の努力目標を明確にし、次の作業へと移つてゆく研究プログラムの準備とした。このように、確実かつ着実に、一步一步、研究成果をつみあげておけば、次にそれを前提として、よりすぐれたアイデアをもつて研究を深めようとすると人々の利用も容易にならうと思う。

これまで組織的、系統的な研究が行なわれていなかつた分野へとつき進もうと心がける以上は、こうした基礎固めをまず行なうことが、迂遠な方法のように見えて、実は、最も確実で効果的な研究のやり方ではあるまいか。二次資料、三次資料に依拠して安易な紹介を器用にやつてみても、結局、信頼のおける基本的文献として後世に残るものにはなるまい。その種のもものが、これまでは、余りにも多かつたと思う。

もつとも、法律家の調べた法制度に関する情報は、不十分ではあつても、一応の信頼はできる。これに対して、精神医学者の書く雑文には、誠にいい加減な内容のものが多し。「保安処分」に反対するという意図が先行するためであるが、殊にこの制度を批判する「論文」には、誤解曲解に基づく「外国の制度紹介」がまかり通つている。こういう手合いがまきち

らす虚偽の情報で、日本語で書かれていること、幸福を思わないわけにはゆかない。これらのいい加減な文章を欧米の専門家が若し読めたなら、日本の刑法学者共は、一体、何を研究し、何を「比較」しているのかと疑われてしまうからである。それにしても、こういう見識のない手合いや、それを支援する偏向した編集者が大手を振って愚かなことを書いたり、論じたりする風土の中で、基礎固めを続けるのは、賽の河原で石を積むような趣がある。